



平成30年3月29日

各位

会社名 株式会社テック・ウェスタン・セラビテクス研究所
代表者名 代表取締役社長 日高 有一
(コード番号:4576)
問合せ先 取締役総務管理部長 川上 哲也
TEL 052-218-8785

新株予約権（有償ストック・オプション）の消滅及び 特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、平成30年12月期第1四半期（平成30年1月1日～平成30年3月31日）において、下記のとおり新株予約権が消滅することとなり、特別利益が発生いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権

| | | |
|-----|--------------|----------------------|
| (1) | 決議日 | 平成27年4月16日 |
| (2) | 割当先 | 当社の取締役、監査役及び従業員 |
| (3) | 権利行使期間 | 平成29年4月1日～平成31年3月31日 |
| (4) | 新株予約権の発行数 | 3,900個 |
| (5) | 新株予約権の未行使残高数 | 195,000株 |
| (6) | 消滅する新株予約権の数 | 1,950個 |
| (7) | 消滅後の新株予約権の数 | 0個 |

2. 新株予約権消滅の理由

平成27年5月11日に発行いたしました第8回新株予約権（有償ストック・オプション）は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、下記①(b)を達成できなかったため、当該新株予約権の残数が消滅することとなりました。

なお、発行要項につきましては、平成27年4月16日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご参照願います。

<第8回新株予約権の行使の条件>

- ① 新株予約権者は、平成28年12月期及び平成29年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、売上高が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- | |
|---|
| <p>(a) 平成 28 年 12 月期の売上高が 200 百万円以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 1/2 を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。</p> <p>(b) 平成 29 年 12 月期の売上高が 275 百万円以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の 1/2 を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。</p> |
|---|

3. 新株予約権の消滅日
平成 30 年 3 月 29 日

4. 特別利益の内容
本新株予約権の消滅により、平成 30 年 12 月期第 1 四半期において特別利益として新株予約権戻入益 1,657 千円を計上いたします。

5. 今後の見通し
平成 30 年 12 月期業績への影響は軽微であります。

以上